

平成28年度文部科学省調達改善計画

平成28年3月31日
文部科学省
行政事業レビュー推進チーム

1. 調達改善の目的

「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定。以下「本部決定」という。）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ。以下「指針」という。）において作成することとされた調達改善計画を以下のとおり定める。

本調達改善計画は、文部科学省における調達の適正性、透明性の確保、効率性の向上等を目指し、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施する体制を整備することにより、PDCAサイクルによる調達改善を実現することを目的とする。

2. 調達の現状分析

文部科学省（施設等機関、特別の機関及び外局を含む。）の平成26年度における契約実績は、契約件数3,420件、契約金額1,286億円（少額随意契約は除く。）であり、具体的には表1から表3のとおり。

（注1）平成26年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）各項目の下端のかっこ内の数字は平成25年度の実績である。

表1 平成26年度文部科学省における調達の契約種別 （単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	503 (487)	15% (15%)	167 (123)	13% (11%)
	企画競争による 随意契約	2,421 (2,260)	71% (69%)	604 (534)	47% (46%)
	公募による 随意契約	77 (83)	2% (3%)	14 (9)	1% (1%)
	不落・不調に よる随意契約	5 (12)	0% (0%)	1 (5)	0% (0%)
	小計	3,006 (2,842)	88% (87%)	785 (672)	61% (58%)
競争性のない随意契約		414 (416)	12% (13%)	501 (489)	39% (42%)
合計		3,420 (3,258)	100% (100%)	1,286 (1,162)	100% (100%)

平成26年度の契約件数3,420件(1,286億円)のうち、競争性のある契約については、全体の約87%(金額ベースで約58%)を占めており、前年度とほぼ同率である。

表2 平成26年度文部科学省における調達に応札状況 (単位: 件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	197 (191)	63 (74)	306 (296)	104 (49)	503 (487)	167 (123)
企画競争による随意契約	138 (120)	123 (127)	2,283 (2,140)	481 (408)	2,421 (2,260)	604 (534)
公募による随意契約	42 (42)	12 (7)	35 (41)	2 (2)	77 (83)	14 (9)

	1者割合	
	契約件数	契約金額
競争入札	39% (39%)	38% (60%)
企画競争による随意契約	6% (5%)	20% (24%)
公募による随意契約	55% (51%)	86% (78%)
合計	13% (12%)	25% (31%)

一者応札・応募の割合は全体の13%(金額ベースで約25%)であるが、競争入札の一者応札の割合は39%と高く昨年度から改善されていない状況である。また、企画競争によるものも一者応募の割合が増加していることから、一者応札・応募の改善を図る取組を実施するものとする。

表3 平成26年度文部科学省における調達経費の内訳 (単位: 件、億円)

	契約件数	割合	契約金額	割合
汎用的な物品購入、 役務契約	511 (492)	15% (15%)	80 (65)	6% (6%)
教育、研究開発等の 委託契約	2,615 (2,465)	76% (76%)	792 (692)	62% (60%)
教科書購入契約	265 (277)	8% (9%)	398 (394)	31% (34%)
公共工事	29 (24)	1% (1%)	15 (10)	1% (1%)
合計	3,420 (3,528)	100% (100%)	1,286 (1,162)	100% (100%)

法律に基づく手続により契約の相手方、金額が特定される教科書購入契約を除き、契約金額が大きいため改善の効果が大きいと見込まれる、汎用的な物品購入、役務契約及び教育、研究開発等の委託契約を重点的に改善の取組を実施するものとする。

3. 共通的な取組

(1) 一者応札・応募の改善

平成26年度における一者応札・応募案件は377件あり、競争性のある契約のうち約13%を占めていることから、以下の取組を実施することとする。

- ① 競争入札及び企画競争を実施する案件について、会計業務マニュアル「一者応札・応募の改善チェックリスト」に基づき、競争性を向上させる取組を実施する。
【難易度A】
- ② 一者応札・応募になった案件について、応札・応募しなかった業者に対し、その理由を確認するためのアンケート調査又はヒアリングを実施し、一者応札の改善に活用するものとする。【難易度A】
- ③ 上記②の結果を踏まえて、会計業務マニュアル「一者応札・応募の改善チェックリスト」を随時見直すものとする。【難易度A】
- ④ 特に公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等を中心に、個別案件毎に以下のプロセスにおいて、点検・見直し及び検証を行う。(※検証の観点
は、会計業務マニュアル「一者応札・応募の改善チェックリスト」参照)
【難易度B】

(検証のプロセス)

(a) 調達担当局課による点検・見直し

(b) (a) の点検・見直し結果について、契約監視委員会等による事後検証

- ⑤ 上記個別案件毎の点検・見直しの結果を取りまとめて公表するものとする。
【難易度B】
- ⑥ 特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認するものとする。
【難易度A+】 ※ 詳細は下記4.(1)を参照
- ⑦ 調達先が特定されている一部の調達案件については、価格交渉及び仕様書の見直しをするものとする。【難易度A+】 ※ 詳細は下記4.(2)を参照

(2) 電力調達の改善

電力の調達について、一般競争入札により契約を行うことで競争性を高め、調達コスト削減を目指す。【難易度A】

4. 重点的な取組

指針を踏まえて特に改善に取り組む事項として、

- (1) 随意契約事前確認公募
- (2) 価格交渉
- (3) 企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査

上記2. の契約実績を踏まえ、支出額が大きいため改善の効果が大きい（教科書購入契約を除く）と見込まれる

- (4) 教育、研究開発等の委託契約
- (5) 汎用的な物品・役務契約

について、重点的に改善の取組を実施するものとする。

(1) 随意契約事前確認公募

複数年度に亘り一者応札（応募）となっている調達案件のうち、契約監視委員会等による事後検証の結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、必要となる特殊な技術又は設備を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認するものとする。【難易度A+】

(2) 価格交渉

上記（1）により当該技術等を有している者がいないことを確認できた一部の調達案件及び著作権等により調達先が特定されている一部の調達案件を対象に、価格の見積根拠等の精査を通じて、調達案件に適切な仕様及び価格となるよう努め、調達コスト削減に努める。

なお、価格交渉を実施した事例について省内内部部局及び外局等に対して情報共有を行うものとする。【難易度A+】

(3) 企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査

企画競争及び総合評価落札方式の審査の際には、「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル」等に基づき適正な審査を実施するとともに、ホームページにおいて、同マニュアル等を公表することにより、より一層の公平性・透明性の確保に努めるものとする。【難易度A+】

(4) 教育、研究開発等の委託契約の見直し

① 事前審査の実施

教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標毎の主要な事業（35事業）に含まれる委託契約について、引き続き審査委員会等により事前審査を行い、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保を図る。なお、審査内容については、契約監視委員会等に報告し、情報共有を図るものとする。【難易度A+】

（検証の観点）

- 予算執行の必要性
 - ・ 不要不急の調達となっていないか。
 - ・ 事業の目的のために必要な調達であるか。
- 予算執行の効率性

- ・ 他の方法での調達を考えられないか（競争性のない随意契約から一般競争契約等）。
- ・ 予定価格の積算は、市場価格を適正に反映しているか。
- 予算執行の公平性
 - ・ 仕様内容は適正か。正当な理由がなく競争参加資格の等級を限定したり、資格要件に調達案件と同等の調達実績を課していないか。
 - ・ 正当な理由がなく資格要件を特定の団体等に限定する等不必要な要件を設けていないか。
 - ・ 公告、公募は適切な方法でなされているか。
- 予算執行の透明性
 - ・ 入札の前に内容審査、技術審査をする場合、明確な審査基準があるか。また企画競争の場合、企画提案書の明確な審査基準があるか。
 - ・ 競争性のない随意契約による場合は理由に妥当性があるか。
 - ・ 天下り先などが優位になっていないか。
- 予算執行の競争性
 - ・ 仕様書は、競争を事実上制限するような内容となっていないか。
 - ・ 公告、公募期間は十分な期間を確保できているか。

② 公募情報の発信強化

教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表し、ホームページ閲覧者の利便性に配慮するとともに、もって契約の公平性、透明性、競争性の向上に努める。【難易度B】

(5) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

① 共同調達・一括調達、競り下げの実施

会計検査院、金融庁との共同調達、施設等機関・特別の機関及び外局との一括調達並びに競り下げを、関係機関と競争性や経済性を高めるための仕様の見直し等を行いつつ、引き続き実施する。（※文部科学省では、調達需要のある全ての機関を対象として一括調達を実施済。）

なお、共同調達・一括調達、競り下げの実施に当たり、定量的な目標をそれぞれ以下のとおり定め、調達改善の取組をより一層推進するものとする。【難易度B】

[共同調達・一括調達]

- ・ 共同調達・一括調達を実施する案件のうち、事務用消耗品等の品目数を拡大して実施する。
 - ・ 競争性や経済性を高めるための仕様見直し等を行うことを目的に、関係機関の調達担当者を構成員とする検討会を設置し、調達の改善を推進する。
- 目標実施数 : 14種類のうち調達需要があった案件
 - 削減目標金額 : 比較可能な物品等を対象に、共同調達・一括調達開始の前年度と比較して約1割程度の削減を目指す。

[競り下げ]

- ・ 競り下げについては、削減効果が見込まれる事務用什器等を対象に実施する。

- 目標実施数 : 4 類型のうち調達需要があった案件
- 削減目標金額 : 競り下げ開始価格と比較して約 1 割程度の削減を目指す。

取組区分	調達改善の対象	備考
共同調達・一括調達、競り下げ	事務用什器（書庫、収納棚、会議用テーブルなど）	
	事務用機器（強力パンチ、テブラ、電動消しゴムなど）	
	OA機器（ICレコーダー、ICカードリーダーなど）	
	家電（液晶テレビ、レコーダー、ポットなど）	
共同調達・一括調達	事務用消耗品等（フラットファイルなど 298 品目）	
	コピー用紙（A3 など 4 品目）	
	ガソリン（バイオガソリンなど 2 品目） 配送	
	速記	
	複写機用消耗品（リコー機器用 57 品目）	
	複写機用消耗品（ゼロックス機器用 18 品目）	
	複写機用消耗品（キャノン機器用 12 品目）	
	クリーニング	
	テープ起こし	
図書（政官要覧など 4 品目）		

5. 継続的な取組

(1) 随意契約の見直し

競争性のない随意契約について、以下の改善の取組を実施する。

- ① 競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）」等に照らして、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。

検証は、内部監査組織において事前検証を行うとともに、契約監視委員会等に

において事後検証を行う。【難易度B】

- ② 上記個別案件毎のリスト（随意契約によることとした理由等を含む）を作成し、四半期毎に結果を公表するとともに、省内内部部局及び外局等で情報共有を行うものとする。【難易度B】
- ③ 調達先が特定されている一部の調達案件については、価格交渉及び仕様書の見直しをするものとする。【難易度A+】 ※ 詳細は上記4.（2）を参照

（2）インターネット取引（クレジットカード決済）を活用した調達の実施

規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネット取引（クレジットカード決済）を活用した調達を実施し、経費及び事務コストの削減を図る。

【難易度A+】

（3）委託事業で取得した物品に係る事務手続の効率化

委託事業で取得した物品について、委託事業終了後の事務手続（所有権移転手続、無償貸付申請に係る承認手続等）についてアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。【難易度A+】

6. その他の取組

調達改善の充実を図るため、以下の取組について実施する。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
ネットオークションの活用 【難易度B】	・ネットオークションを活用した不要物品の売り払いを引き続き実施する。	・不要物品の売り払いに係る事務の効率化を図る。
水道料金・ETC料金支払の効率化 【難易度B】	・一部の出先施設の水道料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。 （※文部科学省の建物は、PFI事業者のとりまとめによる光熱水料の支払が行われているため、クレジットカード決済導入の余地がない） ・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。	・支払に係る安全性の向上を図る。 ・事務コストの低減を図る。
出張旅費の効率化 【難易度B】	・SEABIS（旅費等内部管理業務共通旅費システム）による旅費業務の効率化を推進する。 ・引き続き旅費のアウトソーサーによるチケット等手配業務を活用して割引航空券や出張パック商品等の利用を促進する。	・更なる旅費業務の効率化を図る。 ・事務コストの低減を図る。
総合評価落札方式・企画競争 【難易度A+】	・評価項目、評価基準等の客観性や妥当性の検証を行う。 ・総合評価落札方式・企画競争について、それぞれの業務マニュアルの更なる充実を図る。 ・市場化テストを導入する調達案件を対象に、総合評価落札方式の活用に努める。	・評価の透明性・公正性・公平性の確保を図る。
国庫債務負担行為の活用	・調達コストの低減や契約の適正化を図る観点	・更なる国庫債務負担行為の

【難易度 B】	から複数年契約が適切と認められる案件を抽出し、国庫債務負担行為の適用条件を満たしているか検証を行うなど、国庫債務負担行為の更なる活用に努める。	活用に努める。
調達情報の提供・開示 【難易度 A】	<ul style="list-style-type: none"> ・新規競争参加者の確保を図るため、引き続き、調達予定情報を半期毎にホームページで公表する。 ・文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載することにより契約の競争性の向上に努める。 ・契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参入希望者へのサービスの向上を図る。 ・契約に係る透明性、競争性の確保を図る。
C I O 補佐官の助言の活用 【難易度 B】	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの調達に当たっては、仕様等について C I O 補佐官の助言等の活用に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に係る競争性の向上を図る。
オープンカウンター方式の導入 【難易度 A】	<ul style="list-style-type: none"> ・少額の随意契約を行う案件のうち印刷製本を対象に、大臣官房会計課の調達窓口において仕様等を提示し、提出箱に自由に見積書を受付ることとし、競争性、公平性の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に係る競争性の向上を図る。
コピー用紙の削減 【難易度 B】	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷、集約印刷等を推進し、コピー用紙の削減に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減を図る。
定期刊行物等の縮減 【難易度 B】	<ul style="list-style-type: none"> ・定期刊行物、雑誌、新聞等について、引き続き、調達数量の縮減に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減を図る。
契約統計に係る集計業務等のアウトソーシング 【難易度 B】	<ul style="list-style-type: none"> ・各種契約統計に係る集計業務等のアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化を図る。
予算執行等に係る情報の公表 【難易度 B】	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(H25.6.28閣議決定)に基づき、委託調査費、タクシー代等の執行状況を適時にホームページで公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行に係る透明性の向上を図る。
省内の有益情報の共有 【難易度 B】	<ul style="list-style-type: none"> ・月毎の決算データ及び未執行額等について、定期的に本省内部部局に情報提供を行い、予算の効率的な執行を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の効率的な執行を図る。

7. 調達改善計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

適切なガバナンスを発揮する観点から、文部科学省大臣官房長を総括責任者とする文部科学省の行政事業レビュー推進チーム（本計画において「チーム」という。）が本計画を決定し、取組の総括を行う。

また、本計画の実務の推進を調達改善ワーキングチーム（本計画において「ワーキングチーム」という。）が行う。

○ 行政事業レビュー推進チームの構成は次のとおり。

統括責任者	大臣官房長
統括責任者（代理）	大臣官房サイバーセキュリティ・政策評価審議官
副統括責任者	大臣官房会計課長、大臣官房政策課長
メンバー	大臣官房人事課長
〃	大臣官房総務課長
〃	大臣官房国際課長
〃	大臣官房文教施設企画部施設企画課長
〃	生涯学習政策局政策課長
〃	初等中等教育局初等中等教育企画課長
〃	高等教育局高等教育企画課長
〃	科学技術・学術政策局政策課長
〃	研究振興局振興企画課長
〃	研究開発局開発企画課長
〃	スポーツ庁政策課長
〃	文化庁長官官房政策課長
〃	国立教育政策研究所研究企画開発部長
〃	科学技術・学術政策研究所総務研究官

○ 調達改善ワーキングチームの構成は次のとおり。

大臣官房会計課副長、大臣官房会計課総務班主査、大臣官房会計課監査班主査、大臣官房会計課用度班主査、研究開発局開発企画課特別会計審査官、スポーツ庁政策課課長補佐、文化庁長官官房政策課会計室室長補佐、国立教育政策研究所会計課長、科学技術・学術政策研究所総務課長

（２）外部有識者の活用

随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、公共工事又は物品・役務等の区分に応じ、それぞれ外部有識者からなる入札監視委員会（弁護士２名、公認会計士１名、大学教授３名）又は物品・役務等契約監視委員会（弁護士１名、公認会計士１名、大学教授３名）（本計画において「契約監視委員会等」という。）が原則として四半期毎に会合を開催し、事後検証を行う。

また、本計画の策定、及び８．に規定する自己評価の実施等の際には、契約監視委員会等の委員に意見を求める。

（３）内部監査の活用

随意契約の見直し及び一者応札の改善等の取組については、内部監査組織において事前検証を実施する。

また、省内内部部局及び外局等を対象とした実地検査による事後検証を実施し、その検証結果を会計監査報告書として取りまとめフィードバックするとともに、適宜フォローアップ調査を行うこと等により、指導・改善の徹底、並びに情報の共有化を図る。

なお、会計監査報告書の内容については、調達手続を含むその他のマニュアルとともに、省内掲示板に常時掲載することで、調達知識や能力の向上に資するものとする。

8. 進捗把握及び自己評価の実施

(1) 実施時期等

ワーキングチームは、調達担当局課からの報告を受けて、半期毎（上半期：4月～9月、下半期：10月～3月）に本計画の進捗状況を取りまとめ、チームに報告する。

また、本計画の自己評価については、上半期終了後及び年度終了後に（2）に定めるところにより行う。

(2) 自己評価の方法

① ワーキングチームは、上半期終了後においては概ね10月末までに、年度終了後においては概ね翌年度5月末までにそれぞれの期間における取組実績（目標の達成状況、調達の具体的な改善状況、契約監視委員会等による検証結果）について取りまとめる。

② ワーキングチームは、上記取組実績をもとに、見直しによる効果、成果の達成状況の観点から自己評価案を作成し、チームに報告する。

③ チームは、調達の改善状況を確認し、自己評価を決定するとともに、計画どおりに実施されていないと判断した取組については原因を把握し、関係局課に改善を指示する。

なお、自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項等を盛り込む。

(3) 自己評価結果の公表

本計画の取組状況の自己評価は、ホームページにおいて公表するものとする。

9. 人事評価への反映及び人材の育成

業績評価において、自身の担当する業務分野でコスト意識や業務改善に留意した目標を設定可能な場合は、業績目標の設定を行い、本計画に係る取組が人事評価に適切に反映されるよう取り組むこととする。

また、調達の専門人材を育成するため、調達手法等を含めた会計研修を実施するとともに、外部有識者等の知見を活用した研修等を実施し、調達に関する知識や能力の一層の向上に取り組むものとする。

なお、契約事務に関するマニュアル、チェックリスト等の更なる充実に取り組むことで、調達改善の取組の情報やノウハウ等を蓄積し、共有化を図ることで、職員の調達知識や能力の向上に資するものとする。

10. その他

(1) 取組状況等の公表

本計画に関する取組状況等は、ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 計画の見直し

本計画については、本部決定及び指針の改定や進捗状況等を踏まえ、必要が生じた場合には、所要の見直しを行うものとする。

(3) その他

本計画に定めるもののほか、計画の実施に関して必要な事項は、チームの統括責任者が別に定める。